

平成 2 8 年 第 5 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 8 年 6 月 1 3 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

第 1 一 般 質 問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

15番 熊谷良夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

15番、熊谷良夫君から欠席の届け出が出ております。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇鈴木良勝君

○議長（高橋 猛君） 最初に、2番、鈴木良勝君の一般質問を許可いたします。鈴木良勝君、登壇願います。

（2番 鈴木良勝君 登壇）

○2番（鈴木良勝君） おはようございます。

通告に従って質問に入りますけれども、その前に、去る4月14日、熊本県を中心に発生しました地震によりまして、不幸にして亡くなられた方々へのお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様へのお見舞いもあわせて申し上げます。

あれから2カ月がたちますが、いまだ多くの避難民が不自由な生活を強いられており、一日も早い復興・復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、本題に入りますけれども、ことし11月に、任期満了に伴う町長選挙がございますけれども、その出馬の意向について何うものでございます。

町選挙管理委員会では、6月2日に会議を開催し、11月27日に任期満了を迎える町長選挙を11月8日に告示し、同13日に投開票すると決めました。

町長選にはこれまで、現職を含め立候補を表明した人はいないと、6月3日の地元新聞に記載がされております。町長は、平成16年の合併以来、これまでむだを削る、いわゆる改革を重点に置き、取り組みをされてきました。役場庁舎の統合を皮切りに、公民館や保健センター、図書館等の統合をし、さらには、中学校の統合、2つある小学校の統合も果たされております。ほぼ改革は完了されたと私は思っております。また同時に、財政改善のほうも着実に実行してまいりました。こうした功績は、多くの町民に理解され、そして評価もされております。

今後のまちづくりについては、昨年10月に第2次総合計画が示され、その中には、今一番問題となっております人口減少に歯どめをかけるといったことや、少子高齢化対策、子育て支援対策、定住促進対策を基軸に置いて、多くの施策が盛り込まれております。これらを着実に実行し成果に結びつけられる人は、町長、あなたをおいてほかにはいないと思います。

しかし、一方では、町長のことをこのまま美郷町長においておくのはもったいないといった言葉が最近聞かれるようになりました。県政や国政に向かい、その持っている才能をフルに発揮していただきたいといった声も上がっておるのも事実です。ただ、このことについては通告しておりませんので、答弁を求めるものではございませんが、町内外の人々は大いに期待を抱いておるということを心にとめておいていただきたいと思っております。

以上、申し上げましたとおり、ぜひとも今後も町のかじ取り役を託したく、町長の決意をお聞かせ願います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまの町長選挙出馬についてのご質問にお答えいたします。

美郷町は、平成16年11月の立町以来、現在まで11年と7カ月余りの時間を刻んできました。この間、私は初代町長として、合併町だからこそ意識すべきテーマである「一体感を目指しての融和」と自治体として普遍的テーマである「住みよさを向上させる前進」を掲げ、各般の取り組みに邁進してまいりました。

おかげさまで、議員にも今ご紹介いただきましたが、さまざまな取り組みについて、議員各位並びに町民各位からのご理解とご協力をいただき、4年1期のそれぞれのステージにおいてなすべき事柄に取り組ませていただき、十分とは言えないものの、一定の成果を残すことができたの

ではないかと認識しているところです。改めて、議員各位並びに町民各位に心から感謝を申し上げます。

現在のステージ、つまり、現在の任期においては、先ほど議員からもご紹介ありましたが、学校統合の仕上げに取り組み、千畑、仙南の各小学校を開校させるとともに、空き校舎の利活用については、仕上げとして、旧千畑南小学校校舎の歴史民俗資料館及び屋内スポーツ館への転用、旧仙南東小学校校舎の宿泊交流館への転用を果たし、供用を開始しているところです。

また、美郷町の自治体カラーの充実強化に向けて、民間企業との連携や自治体間の連携を意識し、株式会社龍角散や日本航空株式会社などと協定等を締結するとともに、ラベンダーで有名な北海道中富良野町とも協定を締結し、広く取り組みを進めてきたところです。

こうした状況を踏まえた今後のまちづくりの方向性については、継続性を大切にしながら、引き続き「前進」をテーマにした各般の取り組みが推進されるべきと私は考えております。そのためにも、まずは各般の取り組みを支え、将来において必要な施設や制度を維持していくための財政についてですが、現在対応している地方交付税一本算定を見据えた財政健全化対応について確実に推進していくことが必要です。

また、合併を受けての公共施設再編整備の次のステップとして、人口減少等を踏まえて取り組んでいる公共施設等総合管理計画を今年度中に策定するとともに、それを踏まえた、仮称ですが、「第2次公共施設等再編整備計画」を今後策定し、推進していくことが必要と考えております。

こうした基本的な取り組みのもと、美郷町の活力を今後も維持拡大していくためには、美しい景観を醸し、かつ地域経済に一定の影響力を持つ農業について、転作廃止後においても希望を持てる営農をできるように、生薬も含めた振興策を展開することが必要と考えるとともに、体質強化が求められる商工業について、商工業者それぞれがオンリーワンの存在となるよう、地域資源を活用した技術や商品開発、販売などに取り組み続けることが必要ではないかと考えているところです。

また、地域経済全体に刺激を与えるため、観光と物産販売のありように検討を加えながら、東京オリンピックの開催も見据えて、国内外からの来町者を増加させるとともに、信頼感を醸成している交流団体との取り組みには、極力若い方々にかかわってもらい、息の長い交流を確かなものにしていくことも大切であると考えております。

こうした事柄について、ひらめきを持ちながら、継続して取り組んでいく力を広く養成していくことも大切で、引き続き多様な教育機会、経験機会を創出していくことも大切ではないかと考えているところです。

こうした前進すべき分野や継続すべき取り組み、あるいは留意すべき事柄に思いをめぐらしながら、今後について熟慮の上に熟慮を重ねましたが、改めて自分の浅学非才は認識しながらも、引き続き住みやすい美郷町、誇れる美郷町の構築に向けて、今後も汗を流していきたいとの思いに至り、次の任期に挑戦する意思を表明したいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ございません」の声あり）。

これで、2番、鈴木良勝君の一般質問を終わります。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。

通告に従って質問をいたします。

初めに、保育料についてであります。

隣接市から移り住んできた若い夫婦から、「美郷町の保育料はどうしてこんなに高いんですか」という声を聞きました。この町の高い保育料については、さきの平成28年度予算特別委員会で述べ、その実態を確認したところであります。ほかにも同様の意見が町教育委員会に寄せられているとのことであります。

さて、現行の美郷町の保育料は、国の子ども・子育て支援法の成立により、平成27年4月より全国的にスタートしているもので、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が決定するものであります。

美郷町では、国の定めのとおり8階層区分による保育料であるのに対して、隣接自治体の横手市や大仙市では、その上限額の範囲内で13から17階層に区分することにより、細やかに利用者の負担軽減に努めており、この階層区分の設定が保育料の乖離を生じる一因になっているようであります。

このように、町の保育料が階層によっては隣接自治体より倍以上も高い実態にあるということは、子育て支援のみならず少子化対策や若者定住など、地方創生を推し進めている町にとって決して望ましい姿とは言えないと思います。

話は本題からちょっと外れますが、私は農業宿泊体験を受け入れて30年近くになります。初め

のころは、東京都内の中学生でありましたが、ここしばらくは仙台市内の中学生を受け入れしています。その毎年やってくる仙台の中学生とのいろいろな会話の中で、いつのころからかやってくる子供たちの兄弟の多さに驚きを感じるようになっていました。私的には、仙台は都会、都会イコール一人っ子が多いという勝手な先入観を持っていましたので、今度来る子供たちはどうなんだろうと、毎回欠かさずその話題に触れるようにしています。

ことしも5月に町の宿泊体験も含め、3中学校12人が宿泊してくれました。その12人の兄弟の内訳はというと、一人っ子が1人、2人兄弟が4人、3人兄弟が5人、4人姉妹が1人、5人姉妹が1人ということでありました。大体いつもこんな感じで、3人兄弟が半数ぐらいであります。

そして、今回、保育料についての質問でありましたので、仙台市の保育料を確認してみましたところ、やはり20階層ということで、国の基準の倍以上の設定でありました。そして、大変安い。どれくらい安いかというと、美郷町町民税所得割額で一番低い4万8,600円未満の区分、3歳以上では1万6,500円なのに対して、仙台市では6,300円であります。最高額でも町の5万3,300円に対して、仙台市では3万4,000円であります。

まだあります。多子世帯の負担軽減では、国の基準では2子目が5割、3子目が無料ですが、仙台市は同様区分では2子目が7割軽減の1,890円ということで、2人利用でも、3人利用しても1万円かからないことになります。

このように、一部の紹介であります。東北の中心都市として毎年5,000人から1万人の人口が増加している仙台市、その実態は、多子世帯が多いこと、そして、子育て世帯に対して丁寧かつ手厚い支援をしていることなどです。

このこと自体の直接的な因果関係はないかもしれませんが、日本一人口減少や少子高齢化の進行に悩む秋田にとって、学ぶべき点があるのではと思っているところであります。

その先行事例として、秋田県や秋田市では、要件は異なりますが、今年度から2子目の無料化を開始しているようで、特に秋田市は県よりも一歩踏み込んだ形で、「日本一の子育て地域に」をスローガンに取り組んでいるようであります。

話を本題に戻しますが、今回の保育料についてですが、さきにも述べましたように、保育行政にとどまらず、総合的なまちづくりの見地から、次のことについて町長のお考えを伺いたと思います。

①として、利用者の現状。そして、②として隣接自治体との保育料の乖離を改善すべきと思うが、お考えを伺いたと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全国的に比較して、美郷町の使用料の水準がどうかということを一面的に比較することは、行政体全般として誤った方向に行くこととなりますので、資料としてご指摘を受けとめ、その全般的な話についての見解は述べないことといたします。

初めに、子ども園等の使用料の現状についてですが、子ども園の使用料は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、幼稚園児に相当する1号認定、3歳以上の保育園児に相当する2号認定、3歳未満の保育園児に相当する3号認定としていることは、議員ご承知のとおりです。

また、その区分ごとに生活保護世帯を第1階層、住民税非課税世帯を第2階層とし、以降、住民税の課税額ごとに階層を設け、負担能力に応じた使用料を定めております。

そこで、ご質問の保育園児に相当する2号認定及び3号認定の階層ごとの人数、保護者負担の軽減等の現在の状況についてお答えいたします。

2号認定、3号認定を合わせた人数で、第1階層はゼロ人、第2階層96人、第3階層91人、第4階層117人、第5階層75人、第6階層26人、第7階層以降8人で、合計413人となっております。

保護者負担の軽減状況ですが、ひとり親世帯、世帯員に障害をお持ちの方がいらっしゃる世帯の全額免除者が38人、第3子の全額免除者は3人となっております。また、全額免除者以外に第3階層までは2分の1、第4階層以降は3分の1の使用料助成を行っており、その人数は、2分の1助成は147人で、3分の1助成者は225人となっております。

なお、美郷町では、近隣自治体とは異なり、全保護者に対して負担軽減措置を講じているところ です。

次に、近隣自治体との使用料の比較についてですが、これは先ほど仙台市の例を引いたことと共通性があるかもしれませんが、本町は教材費やスクールバス代を使用料とは別に徴収しておりません。一方、近隣自治体は使用料とは別にその負担を求めていることから、それを含めた保護者の実負担額で比較いたしますと、幼稚園に相当します1号認定の使用料については、第1、第2階層で近隣自治体よりおおむね低額である一方、第3階層以上については、一部自治体より低額で、一部自治体より高額という中間的な位置づけにあります。

次に、2号認定と3号認定の使用料についてですが、第1、第2階層では、1号認定と同様、

近隣自治体より低額である一方、第3階層では一部自治体より低額で、一部自治体より高額という中間的な位置づけになっております。

また、第4、第5階層では、議員ご指摘のように、近隣自治体より総じて高額となっておりますが、倍以上の乖離にはなっておりません。

そして、第6階層以降では、2号認定ではほぼ本町の使用料が低額である一方、3号認定では一部自治体より低額で、一部自治体より高額という状況です。

なお、こうした本町の子ども園使用料の階層区分は、議員がご説明のとおり、国が示した階層区分に基づいて定めており、標準的な区分となっております。

美郷町では、こうした使用料負担のもと、認定子ども園のメリットを最大限に生かした保育教育プログラムを実践しているとともに、子供たちが伸び伸び行動できる園舎の環境整備に努めるなど、ほかと比較した際の特徴もありますので、負担額のみならず総合的にご判断いただけますようお願い申し上げます。

一方、ことし2月、国において2号認定と3号認定の第4階層の使用料細分化が検討されている旨、県より情報が寄せられましたが、その段階では確定情報ではなかったため、町としては国の方針確定を待って検討に着手することとし、その情報を待っておりました。5月上旬にようやく国の制度変更が正式に決定した旨、連絡が入り、町ではその後、国の方針に基づく第4階層の細分化について検討をしてきたところです。

検討の核心は、細分化する区分ごとの負担額について、近隣自治体との差異をどう認識し、そして、上下の区分の負担額とどう整合を図っていくかですが、現在、その検討を鋭意進めているところです。

毎年9月には、住民税確定に伴う子ども園使用料の切り替えを実施しておりますので、その時期に確実に間に合うように取りまとめ、町議会にお諮りしたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

深澤 均君の再質問を許可します。

○7番（深澤 均君） 答弁の内容では、改善の方向へ進むというふうに捉えておりますけれども、そういう感じでよろしいですか。

保育料については、いろいろな高い・低いがあって、町長が説明されたとおりにかと思っておりますけれども、全体的に見ますと、保育料もさることながら、多子世帯の支援拡充へ動いているように

も思います。

秋田市の例を見たんですけれども、秋田市では18歳以下の子ども世帯が2万5,000件あるようですけれども、その子供の数を調査したところ、1人だけしかいないというのが全体の46%に上るということで、非常に大きな数字にびっくりして、今の第2子を無料にしたというような、そういう流れのようでしたけれども、やはり、子供を欲しいと願っている方については無理なく子供を産んでもらえるような、経済的な負担を軽くしてやるような、そういう施策が、ちょっと因果関係はないかもしれませんが、そういう施策も現に仙台市なんかの例を見てみますと効果が上がっているということで、これは通告はしておりませんが、美郷町ではそういう子供の数、1世帯当たりの夫婦間の子供の数というのは、調査したり把握したりしているものなのでしょうか。それとも、そういうことの必要性を感じているものなのか、答えられる範囲内で結構ですので、担当課でもよろしいですし、そこら辺の答弁をお願いできましたらお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

地方創生の地方版総合戦略をつくる際に、町内の世帯における子供さんの数の調査をしておりますので、町としては把握をしています。

ただ、今現在、3子世帯が何世帯あってという数字の持ち合わせはしておりませんので、事前に通告いただければ準備しておきました。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「いいです」の声あり）

それでは、次の質問に入ります。

○7番（深澤 均君） それでは、次の質問に入ります。

老人クラブについてであります。

老人福祉法13条には、地方公共団体の老人クラブへの責務が明記されているところであります。このことによって、町では高齢者の生きがい活動と健康づくり活動の推進をするため、老人クラブ補助金交付要綱のもとに活動助成をしているところであります。

しかし、単位クラブによっては、リーダー不足や高齢化が進み、事業活動や運営などに苦労しているようであります。なかでも、交付要綱で定められている申請事務や事業報告書作成など、事務作業は高齢者にとって苦手な分野で、大変難儀しているという声も伺います。まずは、どのような実態にあるのかを伺います。

そして、私はこのような状況が単位クラブの負担になり、事業活動の停滞や、ひいては解散などにつながらないよう、老人クラブの実態に沿った支援のあり方、工夫が必要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

また、美郷町の高齢者一人一人が孤立することなく健康で幸せな老後を送っていただくためには、老人クラブの果たす役割は大きいと考えます。また一方では、町民のライフスタイルの多様化や高齢者が増加する中、老人クラブのあるべき将来像についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

老人クラブについてですが、町では老人クラブ育成のため、美郷町老人クラブ補助金交付要綱を定め、補助金交付による財政支援を行っておりますが、補助金の交付に際しては、美郷町補助金等の適正化に関する規則により、適正な使用について指導を続けてきたところです。

さて、議員ご質問の老人クラブの事務手続についてですが、一部のクラブから、もう高齢のため事務手続が困難である旨、ご意見をいただいているところです。しかし、補助金が公金である以上、補助金の使途がわかる書類や補助金算定の基礎となる書類など、必要最低限の書類については、ほかの補助金交付団体との均衡を図る上でも提出していただく必要があるものと存じます。

なお、近隣市においても当町と同様、必要な書類の提出は求めているようで、県内では同じような事務取扱となっているものと存じます。

一方、そうはいうものの、お困りのクラブに対してふさわしい支援を講ずる認識も行政には必要との観点で、町では今春より、各地域に足を運び、手続に関する出張相談を行うとともに、提出書類の添付書類を少なくするなど、できる範囲の簡素化を図っているところです。どうかご理解をお願いいたします。

また、老人クラブは、地域における自主的組織ですので、今後もそうした認識のもとで、会員の総意のもとで活動が活発に展開され、生きがいつくりや健康づくり、そして孤立感の回避などに役立っていくことが望ましい将来像ではないかと考えております。そのためにも、町としては引き続き各般のご相談に対応できる範囲で応じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。

これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき、3点にわたり一般質問いたします。

初めに、胃がん予防推進のため、胃がんリスク検診（ABC検診）、ピロリ菌検査を実施することについて伺います。

日本では、胃がんの罹患率は依然として第1位です。食事や生活習慣の変化により、若年層では減少していますが、人口の高齢化により、加齢とともに増加しています。

統計学的調査研究によると、主な胃がんの危険因子は、ピロリ菌感染と高濃度食塩の取り過ぎが挙げられ、予防としては緑黄色野菜の摂取などが挙げられます。胃がんリスク検診は血液検査でピロリ菌の血清抗体値と胃の粘膜の萎縮度を見る血清ペプシノゲン値を測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを分類し、リスクのある人には専門医のところで内視鏡による2次精密検査を行う、対象を絞り込んだ効率的な胃がん検診の方法です。さらに、これで判明したピロリ菌感染者には、除菌治療を行い、将来の胃がん発症も予防しようとする総合的な胃がん対策の一環です。

東京都目黒区や神奈川県横須賀市などでは、胃がんリスク健診の結果、従来のX線法に比べると4倍から7倍の胃がん、特に早期の胃がんが発見されています。近年、この検診を導入する自治体や企業がふえ、胃がんリスク検診、ピロリ菌検査に助成制度を設ける自治体もふえてきています。

県内では、由利本荘市、にかほ市が、昨年度より中学生を対象としたピロリ菌抗体検査を行い、ピロリ菌が確認されたら除菌の費用にも補助をしています。

また、潟上市でも、昨年度より30歳以上を対象とした集団検診で、ピロリ菌検査を無料で行い、これでがんが見つかった方がいたとのことでした。

ちなみに、潟上市では、精密検査が必要な方には3,000円補助しているとのことでした。

胃がんの早期発見、早期治療の立場からも、ぜひ当町でもこのような検査を実施するよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

胃がんリスク検診の実施についてですが、全国的に見ますと、胃がんの罹患率は減少してきており、胃がんによる死亡率もここ40年で5分の1まで減少しているとのこと。

さて、県内におけるピロリ菌検査のABC検診の実施状況ですが、議員ご紹介しましたが、能代市で年齢を区切って5,000円を上限に助成しているほか、潟上市などの5市町村で実施しているようです。

また、全国的には、先ほど議員ご紹介の例もあるわけですが、統計学的な有意性がある結果かどうかわかりませんが、現時点で死亡率減少効果を示すエビデンスがなく、抗体価の判断基準についてもさらなる治験が必要とのことから、積極的には推奨されておらず、全体として6%の自治体での実施にとどまっているようです。

ピロリ菌の検査自体は、議員ご指摘のように、総合健診の血液検査と同時に実施できる、比較的簡易な検査のようですので、今後の総合健診のあり方やその実施内容などを検討していく中で、その実施の是非などを検討してまいりたいと存じます。

そのためにも、当該検査の有効性などについて広く医師からご意見をいただくとともに、全国の自治体の実施判断に影響を与える死亡率減少効果のエビデンスなどの情報について留意してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「再質問ではないですが、1件だけ」の声あり）

泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 厚労省のほうでも、この検診のあり方については検討会でも市町村が実施する対策型検診の指針の見直しの一環として、有効かどうか検証を進めているということでしたので、今後、また広まっていくのではないかと考えていますけれども、今、町長も答弁でおっしゃいましたので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは次。

○9番（泉 美和子君） 2番の質問に移ります。

がん治療を受けている方が積極的に社会参加できるよう、乳房や頭髮などの補正具購入費用を助成することについて伺います。

がん治療と仕事の両立に関する山形大学の調査によると、がんを患った方の4人に1人が、発症後に依願退職するか解雇された、治療期間が終わっても脱毛で社会復帰は難しい、ウィッグも高価でとても困った、との声もあったということが報告されています。

山形県では、2014年度から抗がん剤治療の副作用で起きる脱毛に悩む患者さん向けに、医療用ウィッグの購入費を補助しています。県と市町村の折半で、最大1万円の補助だそうです。ウィッグが社会復帰の後押しや自信を取り戻すきっかけになればということで、この事業を始めたとのことでした。

県内でも、能代市では医療用ウィッグに対し上限3万円、乳房補正具には2万円を補助しています。また、先ほど出ましたけれども、潟上市でも今年度からウィッグに1万5,000円を補助しています。

がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や、仕事と治療の両立が難しいなど社会的苦痛を抱えています。がんになっても安心して暮らし、積極的な社会参加ができるよう、こうした補正具の購入費用の助成をぜひ当町でも実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

がん患者への補正具購入費用の助成についてですが、抗がん剤治療で脱毛症状が起きる患者に対する医療用ウィッグや乳房をなくされた方への補正具補助は、平成24年に国が策定したがん対策推進基本計画を受け、がん患者の就労を考慮した対応の一環として検討がなされているようです。

全国的には、議員ご紹介ありましたが、山形県が医療用ウィッグに対し上限1万円の助成を行っているほか、岩手県北上市や佐賀県伊万里市においても助成制度が設けられていると伺っております。

県内においては、議員ご説明のとおり、能代市で医療用ウィッグに上限3万円、乳房補正具に上限2万円の助成策を講ずるとともに、潟上市でも医療用ウィッグに上限1万5,000円の助成をしているとのことでした。

現在のところ、秋田県においても当該支援について検討を行っている旨、伺っており、美郷町としては、その検討結果を待って、今後の取り組み方針と内容を検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

なお、医療用ウィッグについては、治療が終了して、頭髪が再生した際に不要となり、助成を受けて購入したウィッグを換金するなどの例が報告されているとのことで、制度化に関して課題もあるとのことです。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「これも再質問あります」の声あり）

泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 今、町長もおっしゃいましたように、秋田県としても検討しているような情報がありましたので、ぜひこれを受けて、当町でも実施できるようにしていただきたいと思っています。

それでは、3番目、最後の質問に入ります。

臨時職員の待遇改善について伺います。

労働者をめぐる情勢は、官民を問わず、不安定雇用と低賃金の非正規労働者が増加することによって格差が拡大し、地域経済に大きな影響を与えています。

官製ワーキングプアとも言われる自治体の臨時・非常勤職員は、全国で約70万人に上り、職種も多岐にわたっています。その多くが恒常的業務についており、臨時・非常勤職員の労働なくして一日たりとも地方自治体の業務は回らないと言っても過言ではない状況にあると言えると思います。

しかし、臨時職員にはパートタイム労働法や労働契約法が適用されないなど、待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度のはざまに置かれた存在となっています。

公務員の賃金水準は、地域の賃金水準全体に波及します。自治体の臨時職員の時給の改善は、地域の時給水準に連動していきます。消費税の引き上げなど、暮らしは日々大変になる一方です。ぜひ賃金を引き上げ、雇用の安定を図るべきではないでしょうか。

そこで伺いますが、町の臨時職員の人数と割合はどのようになっているのか。臨時職員の賃金引き上げと、交通費を支給することについて、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

臨時職員の待遇改善についてですが、まず、平成28年度の臨時職員の状況についてです。賃金単価や勤務時間などの諸条件の違いはありますが、美郷町臨時的任用職員任用管理要綱に基づき

任用した臨時職員は、平成28年6月1日現在で196人となっております。勤務形態別の内訳ですが、週38時間45分のフルタイム勤務となっている臨時職員が97人、週30時間以上勤務の臨時職員が38人、週20時間以上勤務の臨時職員が27人、週20時間未満勤務の臨時職員が34人となっております。

また、職種別の内訳ですが、保育教諭、保育補助員及び学校生活支援員など、子ども園、学校関係の臨時職員が142人、施設管理人及び清掃作業員など施設の維持管理にかかわる臨時職員が39人、事務補助、保健師など事務事業にかかわる臨時職員が15人となっております。

次に、臨時職員の賃金についてですが、町の臨時職員の賃金単価につきましては、新年度の予算編成方針を検討する際に、社会情勢の変化や近隣市町村の動向等を参考にしながら、その水準の妥当性等を検討し、決定しております。

こうした中、今年度予算関連では、臨時職員のうち、本町及び近隣市等においてニーズの高い有資格の保育教諭の時給単価について、その時点における近隣市の交通費を含む雇用条件を参考とし、近隣市と遜色のない月支給額となるように、時給を900円から1,000円に引き上げ、人材の確保に関する待遇改善を図ってきたところです。

また、臨時職員への交通費の支給についてですが、美郷町では、合併後から現在に至るまで支給を行っておりませんが、県内12町村における臨時職員への支給状況を調査したところ、現在7町村において何らかの形で支給している状況となっております。

こうした状況を踏まえ、来年度に向けて、今年度中に支給の是非及び支給する場合の内容などを決定してまいりたいと存じますが、議員ご承知のとおり、現在、町では普通交付税一本算定を見据えた財政健全化の取り組みに注力しているところです。今年度の内容は、人件費に関する各種委員等の報酬や報償費等について検討することとしており、臨時職員の賃金につきましても、その検討項目となっているところです。そのため、臨時職員の賃金単価及び交通費の支給につきましては、こうした検討の推移を踏まえて決定することになりますことにも合わせてご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。

泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 保育士さんについてはアップしたということで、予算のときもそういう話がありましたけれども、聞くところによりますと、今回下げられたものもあるというようなことも伺いました。アップするのはいいんですけども、下げるものについては、やはり時給10

円、20円がすごく大きく影響するので、これからまた次年度に向けていろいろ検討していくというお話もありましたので、ぜひ下げるといふことのないようにしていただきたいと思います。

働く貧困層という、ワーキングプアというところで、年間通じて働いても低賃金で、それだけで生活していくのは困難という状況が、ずっと民間でも続いていて、そして、民間が安ければ公務員も安くなる、公務員が安くなれば民間も安くなる、というふうな負の悪循環というものが、賃金では最近はその傾向が強まっていると思いますので、ぜひそういうことのないようにしていただきたいと思います。

働く貧困層といいますか、官製ワーキングプアというものについては、町長、どのように認識なさりますか。今の賃金で十分暮らしていけるとお思いですか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

家族状況であったり、さまざまな環境を踏まえて総合的に言及しなければいけないことであるので、言及できません。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 町長がまずこの賃金単価を最終的に決めていくことですので、お答えできないというのはちょっと残念な気がします。

全国的にいろいろ問題になっている官製ワーキングプア、働く貧困層の問題ですので、ぜひ全体的にアップしていく、そういう方向に町も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それで、交通費も今後検討していくということでしたので、ぜひ支給の方向で行っていただきたいと思うんですが、例えば保育士さんとかは、最近では臨時職員の中でも有資格者の方々は町内だけとは限らずに町外からもいらっしゃる方がいると思います。そういう方々にとっては、特に交通費というのはすごく大事なことだと思います。

先ほど、保育士さんの賃金をアップしたということでしたけれども、近隣ではすぐまたアップしていくというような話も聞いておりますので、しっかりとした人材に美郷町に来ていただくためには、そういう賃金の面で、やはりほかと違って10円でも高い、そういうことがすごく求められると思いますし、交通費はぜひ支給していただきたいと思います。そのことを求めます。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの質問を再々質問と捉えて答弁いたしますが、後段の交通費については、先ほど言いましたとおり、来年度に向けて今年度中に検討する旨、答弁しておりますので、重ねてご理解をお願いいたします。

前段の部分ですが、その世帯がお1人の世帯で生活しているのか、お2人勤められて生活しているのか、あるいは3人勤められて生活しておられるのかによって、所得に対する概念というのは全く違ってくるのではないのでしょうか。そうした場合、「官製ワーキングプア」と議員がおっしゃいましたが、働いている状況、また責任の所在、それと世帯におけるその者が所得として得る報酬等についてどういった位置づけであるかというものを一言で言えというのは無理がありますので、そうした深みを持ったご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

（午前10時53分）

（午前11時03分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇藤原政春君

○議長（高橋 猛君） 次に、12番、藤原政春君の一般質問を許可いたします。藤原政春君、登壇願います。

（12番 藤原政春君 登壇）

○12番（藤原政春君） それでは、一般質問の通告に従い一括で質問いたします。

まず初めに、美郷町カントリーパークの今後について。

美郷町カントリーパークは、仙南村時代に総事業費3億円余りをかけ、昭和56年から7年におたって整備を進めて昭和63年9月に竣工し、村民の憩いの森に整備しようと計画されたもので、昭和58年に野球場が完成、その後、屋外ステージ、キャンプ場、パークハウス、展望台、遊戯施設等ができました。野球場では、村民野球大会、OB大会、学社デーなど開催され、その時には、掛布雅之氏が来村され、野球教室が開かれました。また、パークハウスでは宿泊体験で小学生のキャンプファイヤー、町内会の行事で使用など、また子供会リーダー養成講習会の開催、そして、屋外では新婚カップルの2人による1本のシャベルで植樹などが行われておりました。

そのような時流の中、今、キャンプ場は芝手入れがなされておりよい状態になっております

が、ほかはパークハウスが取り壊されてなくなってしまう、野球場はブルペンの屋根は壊れて空が見える状態。また、展望台は屋根が雪のため軒が折れ曲がっており、道路のガードパイプ等も曲がっております。もちろん町でも修理等で対応する計画があるそうですが、しかし、一番危惧されるのは、野球場を登っていったところの森林にて、過去何人かの方が命を絶っており、自殺の名所とまで言われております。原因としては、カントリーパーク、または周辺に人がいなくなったなど、閑散としているがためではないかと思われまます。そのような中で、今後、美郷町カントリーパークをどのようにしていくのか、町長の見解を伺います。

次に、百目木最終処分場周辺についてですが、百目木のテニスコートが昭和58年5月10日にオープンしてから34年目になります。現在は使用されておらず、コート面は当時では最先端の工法で施工されたもののようで、コート自体は大丈夫のように見受けられますが、ポールが立っているだけで、ネットなどはありません。それに、敷地内にトイレ等もあるようですが、現在、草野となっており、今後、テニス場をどうするのか。

また、南野球場は球場の外野はコケが生え、スポンジ状になってボールの弾まない状態、また、雑草も生えてきております。だが、手のかけようでは野芝も生息しており、今後、増殖させることも可能と思われ、整備をするとよくなる環境にもあると思われまます。しかし、スコアボード本体は腐食のためスコアを表示するために上がることは大変危険な状態になっており、今後どのようにされるのか。

そして、隣の仙南一般廃棄物最終処分場は、昭和54年から平成14年4月までの22年間使用され、今現在、盛土されたようになっており、その上にはガス抜きのためのパイプが出ています。今は、草野となっており、現況のフェンス等も含め、今後管理していかななくてはならないと思うところです。

また、例月出納検査によると、百目木一般廃棄物最終処分場閉鎖整備事業の基金が3,747万円ほどあり、目的外の使用はできないと思うが、これを生かし、処分場、またその周辺を今後どのようにされるか、町長の見解を求めまます。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めまます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、カントリーパークについてですが、議員ご説明のとおり、仙南村時代に整備した特定地区公園で、これまで草刈りなどの公園管理は業者に委託し、適切に管理してきているところですが、パークハウスについては、社会環境の変化に伴う使用頻度の低下及び老朽化を踏まえ、公

共施設再編整備計画に基づき、平成24年度に解体したほか、野球場についても利用実態が極端に少ない状況を踏まえ、ここしばらく必要最小限の修繕等にとどめ、現在に至っているところです。

現在のカントリーパークの利用状況ですが、公園部分は夏季の野外キャンプや春から秋にかけての広場利用などで、年間およそ二、三千人の利用と見込んでおりますが、野球場については、平成26年度は1団体36回、平成27年度においては1団体1回の利用しかない状態となっております。

そのため、まずは現在策定を進めております、公共施設等総合管理計画で美郷町全体の公園のあり方を含めた方針を定めるよう検討を重ね、その上で、定まった方針のもと、今後のカントリーパークのあり方について具体的に決定してまいりたいと存じますが、現段階の考えでは、眺望のよい公園部分は、引き続き野外キャンプなどに供用するよう管理しながら、野球場については機能廃止し、フェンスなどを撤去、広々とした多目的広場に転用したほうがよいのではないかと考えているところです。

なお、議員からご指摘のありました展望台及び壊れた野球場施設については、現状のままでは管理上の問題が生ずる可能性がありますので、しかるべき時期に撤去費用を予算化し、施設の崩落・崩壊などが醸す寂寥感などを早期に除去してまいりたいと存じます。

次に、百目木最終処分場周辺についてですが、議員ご指摘のとおり、一般廃棄物最終処分場跡地に隣接しているテニスコートは使用頻度が低く、また、施設状態が劣化していたことから機能停止をしているところです。

また、南野球場につきましては、無料で利用可能な施設で、50歳野球、グラウンドゴルフ等でたまに利用されており、大きな維持管理は町で行い、使用後の清掃や整備等は利用される皆さんをお願いをしているところです。

さて、議員ご指摘のスコアボードにつきましては、腐食が進み、使用に耐えられない状態にありますので、これまでの利用状況を鑑み、今後、撤去する経費をしかるべき時期に予算化したいと存じます。

また、百目木一般廃棄物最終処分場については、平成26年3月に廃止し、現状の状態となっておりますが、ほかの目的への利用については、盛土は可能とされているものの、掘削など土の移動は禁止されているため、利用に制約があります。

こうした中での一般廃棄物最終処分場跡地及び周辺施設の今後についてですが、さきの答弁で触れました公共施設等総合管理計画が将来人口を見通した上で望ましい公共施設等の方向を定め

る計画であることを鑑みますと、一般廃棄物最終処分場跡地及び周辺施設の利用についても、全体を見通した上での議論が必要となりますので、少し時間をいただきたいと存じますが、現段階での考え方では、既に供用されていないテニスコートはフェンスなどを撤去し、野球場付属の駐車機能としたほうがいいのではないかと考えております。

また、一般廃棄物最終処分場跡地については、盛土して上面を整地した上で、将来の何らかの使用に備えておくことが管理上望ましいかもしれないと考えているところです。

なお、基金につきましては、方針や計画が決定した後に、設置目的に即して活用していくべきですので、それまで基金を適切に管理していくべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ございません」の声あり）

これで、12番、藤原政春君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時14分）

